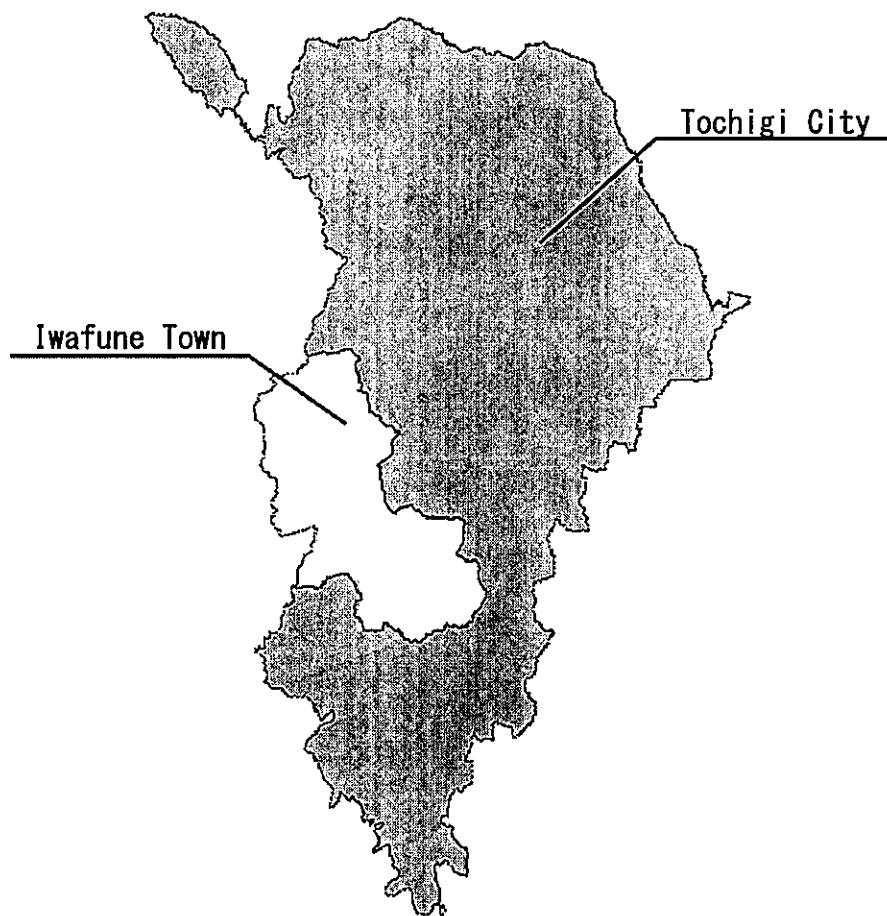


第13回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料



日時：平成25年11月25日（月）午前10時00分

会場：栃木市国府公民館 大交流室

目 次

報告事項

- 報告第 1 7 号 合併協定項目の具体的な調整結果について・・・P 1
- 報告第 1 8 号 合併協定項目以外の主な調整結果について・・・P 4
- 報告第 1 9 号 例規整備の進捗状況について・・・P 9

審議事項

- 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 2 号）について・・・P 1 1

その他

- 合併手続きの経過について・・・P 1 3
- 住民周知用地域自治区に関する資料について・・・別紙 1

報告第 17 号

合併協定項目の具体的な調整結果について

合併協定項目の具体的な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 25 年 11 月 25 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

合併協定項目の調整結果について

【報 告】

Aランク

栃木市・岩舟町合併協議会

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整方針	調整結果
【合併協定項目 1 4】 一部事務組合等の取扱いについて 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日 第 9 回合併協議会 協議第 7 号－ 3	岩舟町が加入している佐野地区 広域消防組合については、合併の 前日をもって解散するよう調整す る。 組合の財産の処分等について は、関係団体と協議の上、合併時 までに調整する。	岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合の解散日は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日とする。 <u>組合の財産の処分については、東分署（車両、備品等を含む）を岩舟町が 引き継ぐこととし、これまでの岩舟町と佐野市の分担金の負担割合により、 財産を処分するものとする。</u> ※下線部が今回追加した部分です。
【合併協定項目 2 1】 介護保険事業の取扱いについて 平成 2 4 年 8 月 2 7 日 第 7 回合併協議会 協議第 3 6 号	地域包括支援センターについて は、合併時は現行のとおりとし、 合併後 2 年以内に再編する。	地域包括支援センターについては、合併時に栃木市の例により統合する。

合併協定項目以外の主な調整結果について

合併協定項目以外の主な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年11月25日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

合併協定項目以外の調整結果について

【報 告】

B・Cリンク

栃木市・岩舟町合併協議会

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名	調整方針	調整結果
	事務事業番号		
1	地下水及び土壌汚染防止に関すること	合併時に再編する。	地下水水質調査は、概況調査と継続監視調査に分けて市全域で実施する。 【概況調査】 調査箇所 約 23 か所 調査項目 28 項目（カドミウム等） 調査回数 1 回/年 【継続監視調査】 調査箇所 基準値を超えた箇所及びその周辺等 調査項目 基準値を超えた項目 調査回数 1 回以上/年
	78		

施設名称一覧

施設区分	現在の施設名称	合併後の施設名称
庁舎	岩舟町役場	栃木市役所 岩舟総合支所
子育て支援	岩舟町子育て支援センター	栃木市地域子育て支援センターいわふね
保育園	岩舟町立いわふね保育園	栃木市いわふね保育園
学童保育	岩舟学童保育館	岩舟学童保育
	静和学童保育館	静和学童保育
	小野寺北学童保育館	小野寺北学童保育
	小野寺南学童保育館	小野寺南学童保育
小学校	岩舟町立岩舟小学校	栃木市立岩舟小学校
	岩舟町立静和小学校	栃木市立静和小学校
	岩舟町立小野寺南小学校	栃木市立小野寺南小学校
	岩舟町立小野寺北小学校	栃木市立小野寺北小学校
中学校	岩舟町立岩舟中学校	栃木市立岩舟中学校
保健福祉センター	岩舟町健康福祉センター（遊楽々館）	栃木市岩舟健康福祉センター（遊楽々館）
地域包括支援センター	岩舟町地域包括支援センター	栃木市岩舟地域包括支援センター
高齢者福祉施設	岩舟町小野寺ふれあい館	栃木市小野寺ふれあい館
農村・農業関係	岩舟町ふるさとセンター	栃木市岩舟ふるさとセンター
	岩舟町農村環境改善センター	栃木市岩舟農村環境改善センター
	下津原ルネッサンスセンター	栃木市下津原ルネッサンスセンター
	小野寺ルネッサンスセンター	栃木市小野寺ルネッサンスセンター
	静和ふれあいの郷センター	栃木市静和ふれあいの郷センター
	いわふねフルーツパークセンター	栃木市いわふねフルーツパークセンター
	小野寺農産物加工販売センター	栃木市小野寺農産物加工販売センター
農村公園	三谷農村公園	栃木市三谷農村公園
	中妻農村公園	栃木市中妻農村公園
	羽拔農村公園	栃木市羽拔農村公園
	御門農村公園	栃木市御門農村公園
公営住宅	西根南町営住宅	岩舟西根南市営住宅
都市公園（運動）	岩舟町総合運動公園	岩舟総合運動公園
都市公園（街区）	小山公園	岩舟小山公園
	中久保第一公園	岩舟中久保第一公園
	中久保第二公園	岩舟中久保第二公園
その他の公園	馬宿東公園	岩舟馬宿東公園
	富士山西公園	岩舟富士山西公園

施 設 名 称 一 覧

施設区分	現在の施設名称	合併後の施設名称
その他の公園	富士山西第二公園	岩舟富士山西第二公園
	静和駅前一公園	岩舟静和駅前一公園
	静和新田公園	岩舟静和新田公園
	静和東公園	岩舟静和東公園
	静和南公園	岩舟静和南公園
	横町西側公園	岩舟横町西側公園
	静和明神前公園	岩舟静和明神前公園
	兜山公園	兜山公園
体育施設	岩舟町総合運動場岩舟町町民野球場	栃木市岩舟総合運動場グラウンド
	岩舟町総合運動場岩舟町武道館	栃木市岩舟総合運動場岩舟体育館
	岩舟町総合運動場岩舟町テニスコート	栃木市岩舟総合運動場テニスコート
人権教育施設	岩舟町西根南集会所	栃木市西根南集会所
	岩舟町下津原集会所	栃木市下津原集会所
公民館	岩舟町中央公民館	栃木市岩舟公民館
	(仮称) 岩舟町地域活動支援センター	栃木市静和地区公民館
	小野寺研修所	栃木市小野寺地区公民館
文化会館	岩舟町文化会館 (コスモスホール)	栃木市岩舟文化会館 (コスモスホール)
資料館等	岩舟町石の資料館	栃木市岩舟石の資料館
上水道施設	岩舟町第1浄水場	栃木市岩舟静戸第1浄水場
	岩舟町第2浄水場	栃木市岩舟静戸第2浄水場
	岩舟町第1水源	栃木市岩舟第1水源
	岩舟町第2水源	栃木市岩舟第2水源
	岩舟町第3水源	栃木市岩舟第3水源
	岩舟町第6水源	栃木市岩舟第6水源
	岩舟町第7水源	栃木市岩舟第7水源
	岩舟町中央配水場	栃木市岩舟静和配水池
	岩舟町高区第1配水場	栃木市岩舟小野寺第1配水池
	岩舟町高区第2配水場	栃木市岩舟小野寺第2配水池
	岩舟町旧水道庁舎	栃木市岩舟静和管理棟
廃棄物処理施設	とちぎクリーンプラザ	とちぎクリーンプラザ
消防	佐野地区広域消防組合 佐野消防署東分署	栃木市消防署岩舟分署

報告第 19 号

合併に伴う例規整備の進捗状況について

合併に伴う例規整備の進捗状況について、別紙のとおり報告する。

平成 25 年 11 月 25 日

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

合併に伴う例規整備の進捗状況について

1. 例規整備の方針

合併方式につきましては、岩舟町の区域を栃木市に編入する編入合併であることから、編入される岩舟町は合併と同時に法人格が消滅し条例、規則等はすべて失効いたします。そこで、事務事業の調整結果に基づき、編入前の岩舟町で効力を有していた約550の条例、規則等の内容を栃木市の約1150の条例、規則等に反映させるために例規整備作業を行います。

また、栃木地区広域行政事務組合において行っている、栃木市と岩舟町の共同処理に係る事務（ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務）につきましても、合併の日をもって栃木市の事務となることから、事務処理に関する関係例規の整備作業を行うことになります。

なお、合併に伴う条例の制定・改正につきましては、栃木市議会12月及び3月定例会に上程することとし、その他の規則等につきましては、4月5日の合併までに告示等の手続きを完了させるものです。

（例規とは … 自治体における、条例や規則等の総称）

2. 例規整備数の状況（11月1日現在）

種 別	新制定 ※	一部改正	全部改正	計
条 例	6	105	1	112
規 則	6	116	1	123
規 程	—	5	1	6
告 示	14	107	—	121
訓 令	5	34	—	39
計	31	367	3	401

※ 新制定内訳

種 別	岩舟町関連	広域行政関連	計
条 例	4	2	6
規 則	4	2	6
規 程	—	—	—
告 示	14	—	14
訓 令	5	—	5
計	27	4	31

議案第 18 号

平成 25 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 2 号）について

平成 25 年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり提案する。

平成 25 年 11 月 25 日

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成25年度 栃木市・岩舟町合併協議会 歳入歳出補正予算（第2号）（案）

歳出

（単位：千円）

款	項	目	予算額	補正額	計	節		説明
						区 分	金 額	
1	運営費		2,717	0	2,717			
2	事業費		17,859	1,000	18,859			
	1	事業推進費	17,859	1,000	18,859			
		1 事業推進費	17,859	1,000	18,859	1 2 役務費	1,000	広告料
3	予備費		1,794	△ 1,000	794			
	1	予備費	1,794	△ 1,000	794			
		1 予備費	1,794	△ 1,000	794	1 予備費	△ 1,000	
歳 出 合 計			22,370	0	22,370			

合併手続きの経過について

平成25年

2月25日 栃木市議会3月定例会において廃置分合議案等合併関連議案(※)を可決

岩舟町議会臨時会において廃置分合議案等合併関連議案(※)を可決

3月27日 栃木県知事に廃置分合申請書を提出

6月18日 栃木県議会第319回臨時会議において栃木市及び岩舟町の廃置分合議案を可決

6月19日 栃木県知事が栃木市及び岩舟町の廃置分合を決定

栃木県知事が総務大臣に栃木市及び岩舟町の廃置分合決定を届出

8月23日 総務大臣が栃木市及び岩舟町の廃置分合を告示(別紙のとおり)

※ 合併関連議案

- ① 栃木市及び下都賀郡岩舟町の廃置分合について
- ② 栃木市及び下都賀郡岩舟町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③ 栃木市及び下都賀郡岩舟町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等に関する協議について
- ④ 栃木市及び下都賀郡岩舟町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議について

第五十条第一項第三号の二中「疲勞」の下に「天災」を加え、同号の次に次の一号を加える。
三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲勞、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ることを要する。

附 則

1 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第四十七条の二の改正規定及び次項の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四十七条の二の改正規定の施行の際現に一般乗合旅客自動車運送事業（法第三十五条第一項の規定による一般貨物旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限り）又は一般貨物旅客自動車運送事業（その事業の規模がこの省令による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものに限り）を営む内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、告示第一号

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第三條第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針（平成二十四年厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、告示第一号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年八月二十三日

む者は、第四十七条の二の改正規定の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。

告 示

○内閣府告示第二百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四條第九項の規定に基づき、平成二十五年八月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十五年八月二十三日

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府及び大阪市
 - 構造改革特別区域の名称 大阪府教育特区
 - 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
 - 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三條第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 総務大臣 新藤 義孝
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
経済産業大臣臨時代理 石原 伸晃
国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣 石原 伸晃

第二の2の口の(4)中「別表第一の二の表の上欄又は別表第一の五の表の上欄」に「保有している」を「もって在留する」に、「永住者」の在留資格に「を」を「入管法第二十二條第二項の規定に基づき永住者の在留資格への」に改め、同(4)に次のように加える。

⑥ 特定活動（入管法第七條の二第一項の規定に基づき交付された在留資格認定証明書の在留資格欄に記載された在留資格が①から⑤までのいずれかに該当し、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第二百二十六号。以下「高度人材告示」という。）第二條の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は①から⑤までのいずれかの在留資格をもつて在留していた者で入管法第二十二條第三項の規定に基づき在留資格の変更の許可を受け、高度人材告示別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留するものに限る。）

第二の3の口の(4)中「別表第一の二の表の上欄又は別表第一の五の表の上欄」に「保有している」を「もって在留する」に、「永住者」の在留資格に「を」を「入管法第二十二條第二項の規定に基づき永住者の在留資格への」に改め、同(4)に次のように加える。

⑥ 特定活動（入管法第七條の二第一項の規定に基づき交付された在留資格認定証明書の在留資格欄に記載された在留資格が①から⑤までのいずれかに該当し、高度人材告示第二條の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は①から⑤までのいずれかの在留資格をもつて在留していた者で入管法第二十二條第三項の規定に基づき在留資格の変更の許可を受け、高度人材告示別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留するものに限る。）

附 則

この告示は、平成二十五年八月二十三日から施行する。

○法務省告示第三百一十一号

秋田県由利本荘市役所保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十五年八月二十三日
法務大臣臨時代理 吉司 圭司

○外務省告示第二百八十八号

平成二十五年六月二十七日にキシニョフで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。
この交換公文は、平成二十五年八月六日に効力を生じた。
平成二十五年八月二十三日
外務大臣臨時代理 義偉

○外務省告示第二百八十八号

平成二十五年六月二十七日にキシニョフで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。
この交換公文は、平成二十五年八月六日に効力を生じた。
平成二十五年八月二十三日
外務大臣臨時代理 義偉

（訳文）
（日本側書簡）
書簡をもって啓上いたします。本使は、モルドバ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモルドバ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八條第三項の規定に基づき、岩手郡滝沢村を滝沢市とする旨、岩手県知事から届出があったので、同項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十六年一月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十五年八月二十三日
総務大臣 新藤 義孝

総務大臣 新藤 義孝